

2015年北海道最低賃金取り組み方針（案）

はじめに

格差・貧困問題の拡大や不安定雇用の増大による社会の不安定化は、許容範囲を大きく超えている。最低賃金の影響を直接的に受ける非正規労働者が増加しているうえ、その内訳も家計補助者から家計維持者へシフトしてきている。今や非正規労働者は雇用労働者の38.2%、2043万人にも達し、給与所得者のおよそ4人に1人にあたる1200万人近くが年収200万円以下のいわゆるワーキング・プアと呼ばれる低所得層である。低所得層の家計を直撃する物価上昇は今後も続く見込まれ¹、最低賃金制度が果たすべきセーフティネット機能の重要性は増している。

連合は、社会の不安定化に歯止めをかけ、「働くことを軸とする安心社会」を実現するため、以下の考え方を基本に、取り組みを進めていく。

I. 連合の基本的考え方

(1) 組織労働者が果たすべき社会的責務

法定最低賃金制度を継承・発展させ、すべての労働者の賃金の底上げをはかる取り組みを力強く推進することは、われわれに課せられた社会的責務である。多くの未組織労働者には、労使交渉の機会がなく、自らの労働条件の決定にほとんど関与することはできない。組織化された労働者は、対等な立場による労使交渉で自らの労働条件の決定に関与することができ、獲得した労働条件を未組織労働者に波及させることができる。

(2) 絶対水準を重視した地域別最低賃金引き上げ

地域別最低賃金は、「生活保護に係る施策との整合性に配慮」が盛り込まれた最低賃金法改正（2008年7月施行）以降、「できる限り早期に全国最低800円を確保」「全国平均1000円を目指す」という目標を掲げた雇用戦略対話合意²（2010年6月）、「経済財政運営と改革の基本方針」および「日本再興戦略」（2013年6月、2014年6月閣議決定）の影響も受け、従前に比べ大幅な引上げが続いている。2014年度は16円引き上げられ、最低賃金との比較方法に課題はあるものの、ようやくすべての都道府県で生活保護との乖離が解消された。

しかし、全国加重平均780円という地域別最低賃金の額は、雇用戦略対話合意で目標とした水準には依然として遠く及ばない。2015年度の金額改定にあたっては、生活保護水準を上回るべきことは言うまでもなく、連合リビングウェイジを重視し、より絶対水準を重視した引き上げの実現を目指す。

(3) 特定（産業別）最低賃金に関する構成組織との連携強化

① 近年の地域別最低賃金の大幅な引き上げにより、特定（産業別）最低賃金が優

¹ 日本銀行による2015年度消費者物価の予測は2.4（生鮮除く中央値）

² 「全国最低800円」「全国平均1,000円」をめざす雇用戦略対話合意内容については2013年8月の質問主意書および答弁書により、失効していないことが確認されている。

位性を確保出来ず、廃止件数が増加傾向にある³。地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金が著しく接近した場合は、中期的に特定(産業別)最低賃金を継承・発展させる観点から対応していく。

- ② 構成組織が関係する組合および地方連合会と連携し、当該特定(産業別)最低賃金が適用されている労働者の現況、当該産業の実態と今後の展望、地域における横断的賃金決定システムとしての意義を十分考慮して対応する。新設・廃止の動きがある場合には、他の特定(産業別)最低賃金へ及ぶ影響もふまえ、事前に構成組織と連合本部は連携し対応する。
- ③ 就業形態の多様化に対応した均等待遇の実現によって労働条件の向上と公正競争を確保する観点から、当該産業労使がイニシアチブを発揮し、賃金の底上げと格差是正につながる水準の実現に取り組む。

II. 地域別最低賃金の取り組み

1. 中央最低賃金審議会における取り組み

- (1) 全都道府県における地域別最低賃金の改正額が10月1日に発効されるよう、中央最低賃金審議会における目安の答申が7月末までに行われるよう万全を期す。
- (2) 中央最低賃金審議会の目安審議においては、高卒初任給(厚生労働省『賃金構造基本統計調査』推計時間額957円⁴)、春季生活闘争における取り組み、一般労働者の実態賃金との整合性および格差是正など賃金の要素、「誰もが生活できる水準」達成に向けて勤労者の生活実態および連合リビングウェイジ(940円)などの生計費の要素を特に重視し、明らかな水準改善に結びつく目安の引き出しをめざす。
- (3) 目安決定における最終審議にあたっては、中央最低賃金審議会労働者側委員に加え、事務局長・労働条件委員長・最低賃金小委員会委員と協議のうえ、最終判断を行う。

2. 北海道における取り組み

(1) 金額改定の基本的考え方

地域別最低賃金の改定にあたっては、昨年、生活保護費との乖離解消がようやく図られたが、依然として生活できる賃金水準とは言い難い金額であり、中央最低賃金審議会における目安を尊重しつつ、地域における賃金実態、生活実態・生計費を重視し、絶対額での適正な水準確保をめざして自主性を尊重した取り組みを進める。北海道の連合リビングウェイジ時間額(890円)を重視し、「セーフティネットとしての実効性の高い水準」をめざして取り組みを強化する。

(2) 北海道労働局への要求(改定目標)提出および地方経営者団体への要請

地域別最低賃金の改定などに関わる要求提出および要請は、2月27日に「北海道労働局」及び「経済5団体」、3月3日に「北海道」に対して行う。

昨年14円引き上げに伴う影響率はパートに至っては26.9%と最低賃金に張り付く形での低賃金構造となっていることから、最低賃金引き上げの取り組みは、北海道経済の底上げのためにも非常に重要なものと位置づけられる。産別・地域が一体となり、世論を背景に全国平均1000円をめざし、本年度は北海道の連合リビング

³ 2014年度の廃止決定6件：岐阜／陶磁器、大阪／各種商品小売、兵庫／繊維・靴下、徳島／繊維、福岡／商品小売、熊本／繊維(2014.12.1現在)

⁴ 厚生労働省「平成24年賃金構造基本統計調査」の新規学卒者の初任給額(高校卒男女計産業計)157.9千円を、同所定内実労働時間数(一般労働者産業計男女計学歴計)165時間で除して算出

ウェイジ 890 円を目指した取り組みを展開する。

(3) 北海道地方最低賃金審議会における取り組み

- ① 連合北海道方針に沿って、労働者側委員と最低賃金対策委員会が十分に連携をはかりつつ審議会対応を強化する。
- ② 金額改正審議にあたっては、地域における労働者の生計費及び賃金を考慮しながら、北海道地域最低賃金額の引き上げをはかる。
- ③ 審議日程の設定にあたっては、10月1日（昨年は10月8日）発効をめざし、審議会を配置する。
- ④ 審議経過は都度連合本部に報告する。後半日程で審議する地方への影響が懸念される状況となった場合は、連合本部との連携をより緊密にしつつ対応する。
- ⑤ 情報の共有化をはかり、金額引き上げの相場形成・波及に努めるために、審議会経過及び審議結果を連合本部に連絡し、@RENGO の最低賃金情報システムに入力をする。

Ⅲ. 特定（産業別）最低賃金改正の取り組み

1. 特定（産業別）最低賃金の取り組みに対する基本的方針

- (1) 特定（産業別）最低賃金は、労働条件の向上と事業の公正競争をより高いレベルで確保することを目的とし、労働協約による最低賃金の水準を同種の労働者すべてに波及させる役割を果たしている。また日本で唯一の企業の枠を越えた産業別労働条件決定システムとして、団体交渉を補完・代替している。その意義および役割を認識し、今後とも特定（産業別）最低賃金の金額改正および新設の取り組みを積極的に進める。
- (2) 北海道では4業種の締結となっており、鉄鋼 858 円（前年+16 円）、電機 794 円（前年+10 円）、乳糖 802 円（前年+11 円）、船舶 799 円（前年+12 円）となっている。地賃比の 115～120%を目標に取り組みを進めることとする。

2014 特定(産業別)最低賃金審議決定状況

| 業種 | 時間額 | 引上額 | 引上率 | 地賃比率 | 部会採決日 | 発効日 | 労働者数 | 割合 |
|-----|------|-----|-------|--------|--------|-------|-----------|-------|
| 鉄 鋼 | 858円 | 16円 | 1.90% | 114.7% | 10月 1日 | 12月1日 | 2143/3664 | 58.5% |
| 電 機 | 794円 | 10円 | 1.28% | 106.1% | 10月 2日 | 12月1日 | 2432/6667 | 36.5% |
| 乳 糖 | 802円 | 11円 | 1.39% | 107.2% | 9月 26日 | 12月1日 | 1587/3970 | 39.9% |
| 船 舶 | 799円 | 12円 | 1.52% | 106.8% | 10月 3日 | 12月4日 | 544/900 | 60.4% |

※ 適用労働者数は、平成 21 年事業所統計調査に基づく労働者数

- (3) 各構成組織は、労働協約ケースによる申出の拡大をめざす。なお、公正競争ケースによる申出であっても、可能な限り合意労働者に占める「企業内最低賃金協定」適用労働者のウェイトを高めるよう、企業内最低賃金協定締結の拡大と水準改善に取り組む。
- (4) 改定水準は、「企業内最低賃金に準拠した水準」をめざすこととし、そのための計画的な引き上げを進める。
- (5) 産業構造の変化に対応し、各構成組織・連合北海道は、特定（産業別）最低賃金の新設・金額改正に向けた相互の連携体制の強化を図るとともに、連合本部との連携をより緊密にしつつ取り組む。

2. 企業内最低賃金協定締結の取り組み

- (1) 春季生活闘争において、すべての組合が企業内最低賃金協定の締結をめざす。その過程において、使用者に対し、企業内最低賃金および特定（産業別）最低賃金の役割や意義について十分に説明し、労使の社会的責任について理解を求める。
- (2) 春季生活闘争期の各「産業別部門連絡会」の中で、企業内最低賃金協定の締結に向けた取り組みについて、情報交換・情報共有化に努め、総体の前進を図る。
- (3) 企業内最低賃金は、その産業の公正基準を担保するにふさわしい水準で協定する。
- (4) 特定（産業別）最低賃金額は、申出に係る企業内最低賃金協定の最低額が上限となることに留意し、その引き上げに寄与する水準で締結する。

3. 特定（産業別）最低賃金の申出に向けた取り組み

- (1) 最低賃金対策委員会において、「金額改正および新設」業種の決定、「新設」の場合の産業のくくり方、対象労働者の範囲などの確定、最低賃金協定の水準改善に向けたサポートと締結の準備、合意労働者確保に向けた「必要性」の機関決議や個別合意（個人署名）の集約などに努め、申出に向けた準備を進める。
- (2) 「意向表明」に先立って、当該産業の使用者団体および経営者団体との意思疎通を十分にはかり、合意形成に努める。
- (3) 金額改正ならびに新設に係る「意向表明」については、各構成組織本部、構成組織地方支部組織、連合北海道が連携を密にし、遅くとも3月末までに行う。
- (4) 適用労働者数については、毎年の労働者数の増減も勘案した上で意向表明後に各労働局より通知されるが、事前に労働局との十分な意思疎通を行い、直近の雇用変化を踏まえた適正な適用労働者数を確定させ、申出の前倒しをはかる。なお、労働局より通知のあった適用労働者数が1,000人を下回る場合は、構成組織本部および連合本部と事前に協議しながら対処する。

| 業種 | 労働者数 | | 割合 |
|-----|-----------|-------|----|
| | 2014年 | 2015年 | |
| 鉄 鋼 | 2143/3664 | /3798 | % |
| 電 機 | 2432/6667 | /6158 | % |
| 乳 糖 | 1587/3970 | /4262 | % |
| 船 舶 | 544/900 | /1025 | % |

※ 適用労働者数は、平成26年事業所統計調査に基づく労働者数

- (5) 適用労働者数の大きな変化や産業分類上の扱いなど、精査が必要な案件については、労働局と事務手続上の協議を十分に行うとともに、事前に構成組織本部と連合北海道に連絡する。
- (6) 金額改定や新設にかかわる申出の本申請は「6月末目途」を基本とし、遅くとも7月末までに完了する。申出書には「北海道〇〇業最低賃金の改正の決定を～」と、金額のみに限らず幅広い審議が可能となるように記載する。

4. 北海道地方最低賃金審議会における取り組み

- (1) 審議にあたっては、各専門部会労働者側委員と連合北海道、構成組織との連携強化をはかる。

- (2) 当該産業労使の合意形成に向けた事前の働きかけを強化する。北海道地方最低賃金審議会本審で行われる「必要性の審議」において必ず「必要性あり」の答申を引き出した上で、当該産業労使が参加する専門部会で金額審議を行う。
- なお「必要性の審議」においては、当該労使の意見を充分踏まえて審議がなされるように、「参考人」を招集することを考慮した運営を求めていくことが連合本部から提起されているが、北海道の4業種については、当該労使が専門部会委員に任命されていることから、これまで同様、参考人聴取は必要なしで対応する。
- (3) 金額改定については、「企業内最低賃金に準拠した水準」をめざす。
- (4) 発効日については「年内発効」をさらに前倒し、10月～11月発効もめざす。
- (5) 結審後、専門部会労働者側委員は結果を連合北海道(組織労働局)へ報告する。連合北海道はその内容を@RENGOの最低賃金情報システムに入力して情報の共有化をはかり、各業種の金額引き上げ相場の形成・波及をめざす。

IV. 最低賃金の遵守を求める取り組み

以下の取り組みを基本に、最低賃金の遵守を求める運動を強化していく。

(1) 連合本部の取り組み

最低賃金の履行確保のためには、労働基準監督署による監督指導の強化が必要である。「政策・制度 要求と提言」の枠組みの中で、労働基準監督官の増員などにより監督行政の抜本的強化をはかるよう、引き続き求めていく。

最低賃金の遵守および引き上げに向けた行動を「STOP THE 格差社会！暮らしの底上げ実現」キャンペーンの運動と連携しつつ、構成組織および地方連合会とともに実施する(5月下旬～6月予定)。

地域別最低賃金額が改定された後の周知活動を促進するため、チラシデータを提供する。また、チラシ作成または新聞広告などを実施する地方連合会に対しては、広告費用を一部補助する。

(2) 連合北海道の取り組み

「STOP THE 格差社会！暮らしの底上げ実現」キャンペーン第3弾の取り組みとして、地域別最低賃金の引き上げとセーフティネットの整備などを通じ社会の底上げをはかり、同時に、均等処遇をめざした非正規労働者の処遇改善をはかるための「署名行動」を5月連休明けから6月の2ヶ月間で、全職場・地域(キャラバン街頭宣伝活動中等)で展開し、7月開催予定の北海道最低賃金審議会へ提出する取り組みを強力的に展開する。

また、地域別最低賃金額が改定された後、その周知活動を行う。各地域の実情に報じた方法を選択するが、運動につなげるため、連合本部が作成するチラシを利用した街宣活動などに取り組む。また、地協(地区連合)段階で、自治体要請行動を展開し、履行確保に取り組む予定。

(3) 構成組織の取り組み

地域別最低賃金の引き上げ等に向けた全職場・地域(キャラバン街頭宣伝活動中等)「署名行動」に最大限結集し取り組みを強力的に展開する。

また、特定(産業別)最低賃金の改定について、加盟単組を通じて適用対象の全労働者への周知をはかる。

V. 中央最低賃金審議会「目安制度のあり方に関する全員協議会」への対応

2014年最低賃金取り組み方針⁵に基づく労側の働きかけの結果、第40回中央最低賃金審議会（2014.6.18）において、「目安制度のあり方に関する全員協議会」（以下、「目安全協」）が設置された。

（1）開催状況

① スケジュール

| | |
|------------------|-----------------|
| 2014（平成26）年6月18日 | 第1回目安全協を開催 |
| 夏 | 目安審議のため、目安全協は中断 |
| 10月24日 | 第2回目安全協を開催 |
| 11月21日 | 第3回目安全協を開催 |
| 2015（平成27）年1月14日 | 第4回目安全協を開催 |
| 2月～4月 | 2～3回開催 |
| 5月 | 論点整理 |
| 夏 | 目安審議のため、目安全協は中断 |
| 秋 | 目安全協を再開 |
| 2015（平成27）年度中 | 報告書とりまとめ |
| 2016（平成28）年夏 | 新しいランク区分による目安審議 |

② これまでの議論経過

1) 2007年最低賃金法改正の附則第10条に基づく運用状況について
運用状況の説明がなされ了解された。

2) 今次目安全協における論点整理について

過去4年間の審議状況も踏まえ、ランク区分の見直しや参考資料といった技術論のみならず、目安制度のあり方について歴史的経過も踏まえつつ、現下の情勢を踏まえた最低賃金の在り方など根本的に広く議論すべきだとの意見で公労使が一致した。

そうした観点で、地方最低賃金審議会会長や有識者からヒアリングを実施すると共に、先進国の最低賃金に関する状況も把握した上で論点整理を行っていくこととした。

（2）今後の進め方

5月を目処に論点整理を行ない、地方最低賃金審議会の労働者側委員の意向把握や論点に対する労働者側委員の態度など、以降の対応については別途示していくこととする。

VI. ブロック会議・学習会などの開催

（1）連合本部の取り組み

全国最低賃金担当者会議（2、5月、7月に予定）主催し、随時、ランク別情報交換の機会を設ける。構成組織、地方連合会、地方ブロック連絡会が自主的に開催する担当者会議などに、要請に応じて中央最低賃金審議会委員および連合本部担当者を派遣する。

⁵ 2014年最低賃金取り組み方針（抜粋）：「…中央最低賃金審議会全員協議会の早期開催にむけて、関係機関との事前協議を進めていく。…」

(2) 地方ブロック連絡会の取り組み

ブロック別の最低賃金担当者会議および最低賃金学習会などを、自主的にスケジュールを設定して開催する。開催後、ブロック内での情報交換した内容について報告書を連合本部に提出する。開催費については、連合本部が一部補助する。

(3) 地方連合会の取り組み

地方最低賃金審議会の本審委員・産業別専門部会委員の合同学習会・情報交換会等を開催する。連合本部および地方ブロック連絡会が開催する最低賃金担当者会議および最低賃金学習会に参加し、情報交換に努める。

(4) 構成組織の取り組み

特定（産業別）最低賃金を申請している構成組織は、学習会・情報交換会等を開催する。連合本部が開催する全国最低賃金担当者会議に参加する。地方ブロック連絡会および地方連合会が開催する諸会合への参加を加盟単組に促す。

以上

〈添付〉

2015 春季生活闘争方針抜粋（最低賃金関係部分）

II. 2015 春季生活闘争の取り組み内容

2. 具体的な要求項目

(1) 2015 春季生活闘争「3本柱」の要求項目

底上げ・底支え」「格差是正」の実現に向けて

- ▶ 企業内最低賃金協定の適用労働者の拡大をはかるとともに、賃金の底上げと格差是正をはかるために、仕事内容にふさわしい水準で協定化を行う

当面の取り組み（その1）

(3) 企業内最低賃金の取り組み

《構成産別（単組）》

- ① 企業内最低賃金協定（以下「最賃協定」）の適用労働者の拡大と水準の引き上げは、すべての労働者に適用される地域別最低賃金に波及する。最賃協定は、個別労使間で従業員の賃金の最低額を定めるルールであり、適用労働者に非正規労働者まで含めるかどうかは、労使間の取り決め次第である。今次闘争においても、最賃協定の適用労働者拡大を求めていくこととし、すべての構成組織で適用労働者を拡大したうえ、少なくとも生活できる賃金水準（連合リビングウェイジ）の確保をはかること。また、経験豊富な労働者の時給が、未経験の高卒初任給を下回らないよう追求すること。

《参考》 2014 年北海道のリビングウェイジ[単身者の最低生計費をクリアする賃金水準]

| | | | |
|-------|---------------|------|----------------------|
| ① 時間額 | 890 円 | 月例賃金 | 145,000 円 |
| ② | 2013 北海道高卒初任給 | | 150,200 円(時間額 916 円) |

- ② 特定（産業別）最低賃金にかかわる 4 業種については、引き続き、今次闘争でミニマム水準の大幅な引き上げに全力を傾注する。
- ③ 上記①、②について、産業別部門連絡会にて要求内容の把握と単組交渉の状況・妥結結果などを共有し、指導・連携を強化しながら、適用労働者の拡大と水準の引き上げをめざす。